

平成28年度第5回清掃審議会

会議録

平成28年12月20日（火）午前10時開会

会場 新潟市役所分館6階 601会議室

平成28年度 第5回清掃審議会会議録

日時 平成28年12月20日（火）

午前10時から

会場 新潟市役所分館6階 601会議室

- 出席委員 山賀会長、菊野副会長、住吉委員、石井委員、掛川委員、中澤委員、
星島委員、八子委員
- 欠席委員 柴田委員、高橋若菜委員、渡邊委員、片粕委員、斎藤委員、高橋まゆみ委員、
松原委員
- 事務局 阿部部長、塚本廃棄物政策課長、登石廃棄物対策課長、本望廃棄物施設課長
ほか

1. 開会

- 石崎廃棄物政策課長補佐（開会挨拶・資料の確認）

2. 議事

■新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて（審議）

事務局説明

- 山賀会長：年末でご多忙の中、ご出席くださりありがとうございます。本日は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しに係る答申案の審議がございます。活発な意見交換をお願いいたします。

それでは、議事を進行させていただきます。

これまでの審議の内容を、事務局で一つの資料にまとめていただいたとのことです。それでは、議題（1）新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて、事務局から説明をお願いします。

- 塚本廃棄物政策課長：それでは、説明させていただきます。委員の皆さまには、これまで第2回から第4回の清掃審議会におきまして、現基本計画の4つの基本方針に基づく各種施策のこれまでの取組み、効果、課題をご説明させていただき、ご審議いただきました。先ほど会長から話があったのですが、本日は、これまでご審議いただいたご意見等のとりまとめと最終目標年度である平成31年度に向けた取組みの確認後に答申書（案）について説明させていただきます。

また、第2回清掃審議会でご説明いたしましたが、今回の計画の中間見直しについては、最終目標を達成していないことから、数値目標は据え置くこととし、最終目標年度に向け、各種施策の検証を行うことで、改善点や新たな課題の整理などの方向性を示すこととしております。

それでは、**資料1**をお手元に準備いただき、2枚目の**資料1別紙**をご覧ください。**資料1別紙**では、各種施策に関する説明に使用していた資料に、ご審議いただいたこれまでの取組みへのご意見と評価を、表の右側の黄色の列に記載してございます。

資料1別紙1ページには、「基本方針1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働」に

おける、基本施策1と2について記載してございます。「基本施策1 制度の周知と分別の徹底」における「1 情報提供の充実」では、平成21年度からスタートしましたサイチョプレスをはじめとする、これまでのごみ分別制度に関する様々な周知について評価をいただき、事務局(案)として提示しました「△」の評価に対し、審議会では「○」とのご意見をいただきましたので、変更させていただきました。

しかし、情報提供のあり方として、新聞購読者数の減少や高齢化社会に向けて、分かりやすく見やすい紙面づくりや多方面からの周知など、さらに普及啓発を繰り返し行うことが必要とのご意見もいただいたところでございます。

2ページをご覧ください。「基本施策3 3R・生ごみ減量の推進」における「4 生ごみ減量を対象とした各種講座の開催、ガイドブックの配布やDVDの作成」では、燃やすごみの約4割を占める生ごみにターゲットを絞った堆肥化容器の補助制度や各種講座の開催などの取組みについて評価をいただき、事務局(案)として提示しました「△」の評価に対し、「○」とのご意見もいただいたところでございます。

ただし、今後は、現在の取組みの事業効果を検証しながら、課題の把握と見直しが必要とのご意見をいただいていたところでございます。

3ページ目以降の基本方針2、3、4に対するご意見等については、**資料1**「現計画における今後の重点課題」で説明させていただきます。

現計画は、基本理念として「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」を掲げ、参考指標を含めた5つの数値目標と4つの基本方針を掲げています。また、基本方針には各々に基本施策を設けており、第2回の審議会におきまして、各基本方針からなる各基本施策に対しての評価と課題を示した図を説明させていただいたところでございます。

本資料は、3回にわたる審議会で委員の皆さまよりいただいたご意見のまとめを記載し、最終目標年度である平成31年度までの重点課題を記載しています。今回、あらたに追加した図の下端に記載の「清掃審議会における主なご意見」について、説明させていただきます。

まず、「基本方針1 家庭系のごみを減らす3R運動の推進と三者協働」については、これまでの分別制度に対するパンフレットやチラシなどの多種多様な情報を整理する必要があり、サイチョプレスについても効果的な周知ができるよう、配布方法も含めた見直しが必要であることのご意見をいただきました。また、地域によって活動が見えにくい、クリーンにいがた推進員の活動が見える化することや地域との連携を密にすることで、平成30年度に目指している巻広域地区の分別制度の統一を、円滑に進めるべきことのご意見をいただきましたところでございます。

次に、「基本方針2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進」については、平成25年度に「ごみ減量化・資源化協力店制度」から移行した「3R優良事業者認定制度」についてご意見をいただきました。近年、申請・認定数が伸び悩んでいる状況から、事業者における申請・認定へのインセンティブ、市民への制度の周知により事業者の3Rの取組みが見える化することで、さらなるごみ減量・3Rの取組みの促進を図るべきことのご意見をいただきました。

また、事業者から排出される可燃ごみに含まれる古紙類の割合は減少しているものの、約3割とまだ多くの割合を占めているため、さらなる資源化を促進すべく事業者へ働きかけるようご意見をいただいたところでございます。

次に、「基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進」については、年間約15万

人の方々からボランティア清掃や一斉清掃にご協力いただいておりますが、開催内容の情報提供が不十分なことから、開催時期や場所が重複するなど、効果が薄い状況も見られるため、より効果的な活動とすること、また、地域外からの参加を促進するため有益な情報を提供してほしいとのご意見をいただきました。また、「新潟市ばい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例」につきましては、周知不足による帰省者や観光客における違反者が見受けられることから、制度の周知徹底を図るようご意見をいただきました。

最後に、「基本方針4 収集・処理体制の整備」についてです。ごみ減量化・リサイクルの推進及び2つの焼却施設を廃止し、中継施設とすることで焼却施設の稼働率を上げてまいりました。今後の廃棄物処理施設のあり方の検討に際しては、環境面・安全性に配慮した資源化を推進するとともに、発生が予想される大規模災害時においても適切に対応できるよう検討するほか、近隣市町村や関係機関・団体との連携も含め、施設整備に努めてほしいとのご意見をいただきました。

ここで、資料の訂正をお願いいたします。ただいま説明いたしました**資料1**「基本方針4 収集・処理体制の整備」の課題についてです。災害対応訓練が目的・課題ではなく、災害に対応するための連携強化が目的・課題でございます。よって、資料では「関係機関（事業者等）と連携した災害対応訓練の実施」となっておりますが、「災害対応訓練の実施による関係機関（事業者）の連携強化」に訂正をお願いいたします。

事務局から課題として記載させていただいた点と、委員の皆さまより審議会でいただいたご意見を踏まえ、平成31年度に向けた4つの重点課題を掲げまして、これまでの取組みを継続かつ見直しを進めてまいります。

引き続き、**資料2**新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しの答申書（案）について、説明させていただきます。

2ページをご覧ください。「1 新潟市一般廃棄物ごみ処理基本計画の見直しに係る基本的な考え方」では、昨今の廃棄物行政の情勢と本市の環境分野における変化をまとめるとともに、今回行う基本計画の中間見直しにおいて、最終目標年度の平成31年度までの方向性を定めることとしております。

次に、「2 数値目標について」です。現計画における参考指標を含む5つの数値目標と計画期間である平成24年度から平成27年度までの実績を示しております。先ほども説明いたしましたが、平成27年度実績値ではありますが、中間目標である平成28年度数値目標の一部項目での達成に留まっている状況です。前倒しでの目標達成が難しいことから、現計画の数値目標を引き続き維持することとしております。

次に、3ページをご覧ください。先ほど**資料1**で説明しました内容を整理し、文章化したものでございます。「3 基本方針に基づく施策の進捗状況及び新たな課題と方向性」として4つの基本方針におけるそれぞれの課題等を挙げております。

まず（1）基本方針1：家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働について、9つの項目を挙げております。

1つ目の項目としまして、サイチョプレスを含む多様な広報媒体を活用した周知について評価する一方で、継続した啓発は必要であるとし、今後は溢れかえるパンフレットなどの情報を整理するとともに、高齢化社会への対応も含めた検討をすべきとしております。

2つ目の項目としまして、本市のごみ分別制度がまだまだ十分に周知されていないという面も

あることから、環境教育の一環とし、幅広い年齢層へのアプローチを継続すべきとしております。

3つ目・4つ目の項目としまして、資源化できる雑がみについては、さらなる分別の推進に努めるとともに、3Rの中で優先順位の高いリデュース・リユースの取組みを促進するよう、不用なレジ袋の削減やマイボトルキャンペーンの見直し、マイ箸・リユース食器の普及促進についても検討するよう記載してございます。

5つ目の項目としまして、市内8カ所の拠点で回収しております古布・古着について、回収拠点での状況を精査し、事業見直しに努めるとともに、集団資源回収の活用についても拡大を図るべきとしております。

6つ目の項目としまして、生ごみの減量・リサイクルにつきまして、これまでの本市の取組みに一定の評価をいただいたうえで、今後は各事業の効果について検証、課題の把握に努め、改善を図ることとしております。また、昨今各市町村で取組みが求められている食品ロスへの対応についても、検討することを記載してございます。

3ページが一番下、7つ目の項目としまして、地域のリーダーとして活動していただいているクリーンにいがた推進員制度について、活動内容が伝わってこない状況であるため、市で開催する研修会や施設見学を通じて、知識の向上を引き続き図るとともに、地域における推進員の活動を見える化する必要があるとしております。

4ページの1つ目の項目をご覧ください。(1)の8つ目の項目としまして、市民・事業者・市の三者協働による取組み事例として、これまで家庭系生ごみ減量対策を行ってまいりましたが、生ごみを含むさらなるごみの減量を推進するために、新たな推進体制の整備を検討すべきとしております。

4ページの2つ目の項目、(1)の9つ目の項目としまして、地域独自の環境に関する活動を促進するために、ごみ処理手数料収入による市民還元事業での地域活動補助金など、さらなる支援の充実を図るべきとしております。

次に、(2)基本方針2：事業系ごみの排出抑制と資源化の推進について、3つの項目を挙げさせていただきました。

1つ目の項目としまして、近年申請件数、認定件数が伸びていない「3R優良事業者認定制度」について、事業者におけるインセンティブが働くよう、市の広報をさらに強化するとともに、市民への制度の周知を推進するよう努めるべきとしております。

2つ目の項目としまして、事業者を対象とした「事業系廃棄物処理ガイドライン」に基づく取組みが大幅なごみ減量に寄与したことを踏まえ、引き続きガイドラインの周知や訪問指導などを行うことで、事業者自らの意識の向上に努めるべきとしております。

3つ目の項目としまして、食品廃棄物や紙類の資源物について、さらなる資源化を促進するよう事業者への働きかけが必要とし、食品廃棄物については、食品リサイクル法の基本方針を踏まえた取組みの推進を期待するとしております。

次に、(3)基本方針3：違反ごみときれいなまちづくりの推進について、3つの項目を挙げさせていただきました。

1つ目の項目としまして、年々違反ごみが減少していることについて評価するものの、一部の共同住宅で見られる違反ごみ対策として、大学など新入学生への説明会の拡充を含め、幅広い年齢層への周知啓発を継続すべきとしております。

2つ目の項目としまして、環境美化意識の向上を図るため、ボランティア清掃については、効果的な開催計画と誰もが参加できるよう、清掃活動の実施情報を幅広く提供できる体制を整備すべきとしております。

3つ目の項目としまして、平成20年度に施行された「新潟市ばい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例」について、条例の周知が不十分とされる旅行者や帰省者、転入者などに周知が図られるよう検討すべきとしています。

5ページをご覧ください。(4)基本方針4：収集・処理体制の整備について、5つの項目を挙げさせていただきます。

1つ目から3つ目の項目には、ごみ減量化・リサイクルの推進及び人口減などによるごみ量の減少が想定されているため、収集運搬体制と廃棄物処理施設については、総合的・中長期的な検討が必要であるとしています。さらに、収集運搬体制につきましては、市民サービスの低下を招くことがないように、委託業者との連携を強固なものとし、収集運搬体制の維持を望むものとし、廃棄物処理施設については、ごみ量の推移や最新の技術だけに注視することなく、大規模災害発生時なども想定した中で、本市における施設のあり方を検討するよう記載しています。

4つ目の項目としまして、廃棄物処理施設の建設や更新の方針などを検討する際は、コスト削減だけでなく、CO₂の削減や資源化物の安全性なども考慮しながら検討すべきとしております。

5つ目の項目としまして、平成27年度に策定した「新潟市災害廃棄物処理計画」について、今後、国・県や近隣市町村などとの連携を強化するとともに、実効性を高めるためにも関係者との災害対応訓練などの実施を進められたいとしています。

答申書(案)の最後の「おわりに」では、これまでの経過、さらに基本方針を十分に踏まえて、最終目標年度に向けて計画に基づいた施策を推進することを期待するとともに、他都市の先進事例や最新技術なども取り入れながら、本市の実情に応じた取組みを積極的に検討していくべきと記載しています。

以上で、説明を終わります。

■新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて（審議）

質疑・応答

- 山賀会長：これまでの審議の内容を取りまとめていただき、答申書(案)として資料2に丁寧にまとめていただきました。ここからは計画の基本方針ごとにご意見、ご質問等を伺います。

まず、基本方針1：家庭系ごみを減らす3R運動の推進の三者協働について、ご意見・ご質問等はありませんでしょうか。菊野委員、お願いします。

- 菊野委員：資料2答申書(案)の3ページ、(1)基本方針1の1つ目の項目の情報提供に「高齢者にも分かりやすく見やすい紙面づくり」という記載があります。これまでの審議会でも、市のごみ減量・リサイクルの広報に関しては、分かりやすく見やすい紙面づくりについて一定の評価をしているところですが、さらに一步踏み込んで「意識や行動を変えるような紙面づくり」という表現に変えてはいかがでしょうか。(2)基本方針2の事業系ごみの排出抑制と資源化の推進では、1つ目の項目で掲げられている「3R優良事業者認定制度」において「認定事業者のインセンティブが働くよう」という表現がありますので、市民に向けての情報発信に関しても踏み込んだ内容にしてはいかがでしょうか。

- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：ごみ減量・リサイクルに関する情報提供について、まずは、分かりやすい紙面づくりを心がけ、情報発信により市民の具体的な行動に結びつくようにしていきたいと思えます。ご指摘の部分は、委員ご発言のとおり修正させていただきます。
- 山賀会長：（１）基本方針１に関し、他にご意見、ご質問はありますでしょうか。審議会の最後に全体を通して伺いますので、何かありましたらご発言いただきたいと思います。
 それでは、（２）基本方針２：事業系ごみの排出抑制と資源化の推進について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。八子委員、お願いします。
- 八子委員：資料２ 4 ページ、基本方針２の１つ目の項目の３Ｒ優良事業者認定制度について、３行目から４行目に「認定を受けた事業者は市内で比較的大規模な事業者であり、中小企業にもこれを浸透させ」と記載があります。確かに記載のとおりで、私は、中小企業の現状は大変であると思えます。理由として、食品表示が義務付けられたことが挙げられます。中小企業は、自らの工場などで食品表示を明示するだけでも大変なうえに、さらに機能性食品の表示などたくさんの対応をしなければなりません。中小企業をとりまく環境などを視野に入れていかなければ難しいのではないのでしょうか。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：中小企業をとりまく環境は厳しいと思えます。現在の３Ｒ優良事業者認定制度で認定を受けているのは、比較的大規模な事業者が多い状況です。事業者の９０％以上を占める中小企業の皆さまからも制度に参加いただき、認定を受けていただくことができないか考えております。どのような内容であれば申請をしていただけるのか、制度の内容やインセンティブのあり方については、事業者の皆さまから意見や要望の聞き取りをしていきたいと考えています。施策の効果を見出すため、意見や要望をお聞きし、進めていきたいと思えます。
- 八子委員：事業者の皆さまは、目の前に振られたことを整理していただくだけで精一杯でしょうから、市が事業者に対して直接出向くことや制度の紹介、あるいは事業者の現状での課題の指摘や改善に向けてアドバイスをすることも考えられます。少しでも、ごみ減量ができる方法もあると思えますので、事業者からの聞き取りなどを含めて対応していただきたいです。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：３Ｒ優良事業者認定制度については、新潟市暮らしの点検・評価アドバイザー会議においても議論をしていただき、ご意見をいただきました。認定制度はできるだけ多くの事業者の皆さまから認定を受けていただくことができるよう評価項目を設定しているところですが、会議では、事業者の業種によっては、現在の評価項目では点数がつかないとの指摘もありました。多くの事業者が認定を受けることができるよう、評価項目の見直しなどについて、事業者からの聞き取りを含め検討していきたいと思えます。
- 山賀会長：基本方針２について、他にありますでしょうか。八子委員、お願いします。
- 八子委員：環境政策課で「新潟市環境カレンダー」の制作にかかわった経験から、最初は年間の電力消費量を前年度と比較し、どのくらい減っているか確認し、その削減率についてチェックされていました。事業者のごみ排出量についても、これまでの実績と比較し、次年度は努力してこの程度まで削減できたなど、ごみ減量の成果が分かるようにしてはどうでしょうか。事業者によっては、ごみを出す量も違いますので、そういう幅の見取りができればと思えます。ぜひ検討して

いただきたいと思います。

- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：3Rの中でも優先されるのは、リデュース（ごみの排出抑制）です。ごみの減量が一番の基本です。どの業種の事業者の皆さまからも認定を受けていただきたいとのことで制度を実施していますが、現在の3R優良事業者認定制度の評価項目が合っているのか、新潟市暮らしの点検・評価アドバイザー会議からご意見もいただきました。制度の見直しについて取り組んでいきたいと思います。
- 山賀会長：それでは、(3)基本方針3：違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。中澤委員、お願いします。
- 中澤委員：前回の審議会で、掛川委員から、ボランティア清掃実施日等の情報提供がうまくされていないため、清掃活動を行おうとしたら、既に他の団体が清掃活動を行っていたとのご発言がありました。**資料2**4ページ、基本方針3の2つ目の項目、地域における環境美化意識の向上では、「効果的かつ誰もが参加しやすい体制を整備していく必要がある」となっています。地域の一斉清掃は、あらかじめ実施日が決まっている場合が多いと思います。私も事前に予定を把握していますので、ボランティア清掃もある程度の予定を把握し参加しています。ボランティア清掃の実施予定を把握し周知することができれば参加者が増えると思います。周知について努力していただきたいと思います。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：前回の審議会で掛川委員から、清掃活動を実施しようとする際に、他の団体の清掃活動の予定が分からないため、効果的な清掃活動につながっていないとのご意見をいただきました。あらかじめ、実施予定が分かれば、その清掃活動に参加することができます。この情報に基づいた広報をすることができれば、活動に参加していただく方が増える可能性もあります。参加者が増えることは、市としても大変良いことであると考えます。情報提供のあり方、見える化をしていきたいと考えます。
- 山賀会長：中澤委員、いかがでしょうか。
- 中澤委員：清掃活動を行う団体の方々が、実施日などの情報を市報にいがたに掲載するのとよいのでしょうか。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：清掃活動で集めていただいたごみは、市で回収する場合がございます。回収する際には事前に相談をいただくことから、清掃活動の実施状況を区役所で承知しています。この清掃活動に関する情報を、どのようにして市民の皆さまに情報提供ができるかということになります。
- 登石廃棄物対策課長：自治会等の団体で清掃活動が行われる場合は、区役所に事前に計画書を提出していただきます。市では、計画書に基づいて集めたごみを収集するなどの対応をしています。情報提供についてですが、自治会単位の清掃活動であれば、当該地域内の方に周知していただくことで充足すると思います。なお、ボランティア清掃の実施予定については、主だった活動の予定を市ホームページにカレンダー形式で掲載していますので、ご確認いただきたいと思います。また、予定の内容を確認したいということがありましたら、廃棄物対策課にご連絡いただきたいと思います。

- 山賀会長：他にありますでしょうか。掛川委員、お願いします。
- 掛川委員：清掃活動のために必要となるボランティア袋をもらうためには、市に申請をすることになっています。この申請時などに、他の団体の清掃活動に関する情報を無理のない範囲で公開していただき、清掃を行う団体が聞くことができればよいと思います。海岸清掃であれば市ではなく、国や県に何らかの申請をしなければなりません。このような申請の段階などで、清掃活動に関する情報を公開していただくことができれば、効果的な清掃活動につながるのではないのでしょうか。また、情報が市民に伝わることにより、清掃活動の参加者が増えることにつながればよいと考えます。なお、清掃活動の実施計画のPRを、市がすべきことなのかとされているところもあります。例えば、市民環境会議など、環境活動を実施しているNPOなどの団体をもっと活性化させるような団体があると思います。本来であれば、このような団体がPRを実施すべきと考えるところもあります。団体に所属していない場合は、情報を入手することが難しいことから、この部分のサポートは市でできるのではないかという意見です。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 登石廃棄物対策課長：前回の審議会でも説明いたしましたが、一斉清掃については、市ホームページに情報を掲載しているほか、フェイスブック「きれいが一番！」で常に活動計画を掲載しております。また、これまで清掃活動に参加していただいた団体には、市から一斉清掃の実施について案内をしています。新潟まつり終了後の清掃活動などの実施予定を通知しております。また、大学や専門学校など学生の皆さまにも清掃活動の実施について広く周知していきたいと思しますので、ご理解をお願いいたします。
- 山賀会長：資料2 4ページ、基本方針3の1つ目の項目、クリーンにいがた推進員さんの活動について、資料1別紙 2ページで既に現状把握と課題が挙げられていますので、課題解決のための取組みをぜひ進めていただきたいと思います。なお、クリーンにいがた推進員の活動については、地域または人によって取組みに温度差があると思います。事例紹介により取組みが周知され、情報共有していくことで、他の地域の方々に波及することも考えられますが、取組みによってどのような効果が出ているのかという部分もあわせて周知を図っていただきたいと思います。クリーンにいがた推進員の活動が、市民に分かりにくいというところがあるので、推進員同士の情報共有のみだけでなく、市民にも広く情報発信をお願いしたいと思います。
- 登石廃棄物対策課長：クリーンにいがた推進員を対象とした研修会や施設見学会を実施しています。ご指摘のありました活動報告書の内容までは市民に情報発信をしていません。今後、市民への活動情報の提供のあり方について、検討していきたいと考えております。
- 山賀会長：次に、(4)基本方針4：収集・処理体制の整備について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。八子委員、お願いします。
- 八子委員：平成28年12月1日付けの産経新聞に、県外の他都市で今後、高齢化により紙おむつの使用が増えることが予想されるため、紙おむつリサイクルの取組みに関する内容が掲載されていました。ユニ・チャームが、鹿児島県志布志市などと協力し、使用済み紙おむつのリサイクルに向けた実証実験を開始し、2017年3月までに事業化できるかを判断するというものです。住民から集めた紙おむつを、リサイクル業者の技術により処理しようというものです。現在は、様々なリサイクル技術が進歩しています。費用対効果もあるため直ちに実施することはできないと思いますが、様々な他都市の先進的な事例などを参考に取組みを進めてはどうでしょうか。

- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：八子委員ご発言のとおり、少子・超高齢化により子どもの紙おむつ使用は少なくなりますが、高齢者の紙おむつ使用は増えていくことが予想されます。現在、市内の社会福祉法人が、使用済みの紙おむつを乾燥圧縮し、ペレット化する実証実験を行っています。実証実験に必要な場所の提供について、市も協力しているところです。この実証実験の結果や他都市の動向などを参考に、何ができるか検討してまいりたいと思います。
- 山賀会長：他にありますか。星島委員、お願いします。
- 星島委員：資料2 5ページ、基本方針4の3つ目の項目、廃棄物処理施設の運営のあり方について、現在、新津クリーンセンターと白根グリーンタワーの焼却施設は停止していますが、施設を停止しても、中継施設として維持するための経費は当然掛かっていると思いますが、いかがでしょうか。コストと維持費を見たときに、総体的にどのようになるか説明をお願いします。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 本望廃棄物施設課長：新津クリーンセンター及び白根グリーンタワーでの焼却は停止しています。焼却施設の稼働時に必要であった、設備の維持費、整備や工事、点検などの委託費用などは掛かっている状況です。
- 山賀会長：星島委員、いかがでしょうか。
- 星島委員：焼却施設を停止しても、施設に人員は在籍していると思います。施設を維持するためには一定程度の費用が掛かります。私も民間企業では、施設を停止しても維持費は掛かりますし、設備的には減価償却費を計上しなければなりません。施設を停止しても費用は当然発生します。効率的な稼働を目指し2カ所の焼却炉を停止したと思いますが、現在の人員体制などはどのようになっているのでしょうか。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 本望廃棄物施設課長：焼却炉を停止した後は中継施設として、市民から直接持ち込まれるごみを受け付けています。受け付けたごみは、稼働しているほかの焼却施設へ運搬しています。中継施設として受付等に必要な人員を配置していますが、焼却施設を運転する人員を削減することで経費的には削減したということでございます。
- 塚本廃棄物政策課長：新津クリーンセンター及び白根グリーンタワーは、それぞれの地区にお住まいの方が、ごみを施設へ直接搬入できる形態をとっていました。焼却炉の停止と同時に直接搬入されるごみの受付をやめることは、市民サービスの低下につながるため合意を得られないことから、現在も直接搬入されるごみの受付を行っています。ただし、焼却炉については稼働率が低いことから停止したということです。よって、施設の稼働に必要な経費は発生しませんが、直接搬入されるごみを受け付けるための人員はこれまでどおり配置しています。当然、焼却炉を稼働しその維持をしていたところですので、維持のための様々な経費が掛かっていましたが、中継施設化により、これらの費用が不要になりましたので、経費的には削減できたということです。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問ありませんでしょうか。石井委員、お願いします。
- 石井委員：先ほど、八子委員から紙おむつのリサイクルについてご発言がありました。昨年から、紙おむつのリサイクルについての話を聞いていました。現状がどのようになっているかと思っていました。今回の説明では、実証実験は社会福祉法人が主体に行われているとのことですが、市は、紙おむつの処理やリサイクルについてどのように考えているのでしょうか。

- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：紙おむつの使用はこれから増えていくと予想しています。他都市では様々な調査が行われています。紙おむつのリサイクルについては、この度は社会福祉法人から実験を行いたい旨の相談をいただいたところです。実施されている実証実験の内容は、紙おむつをリサイクルする一つの方法と考えられますし、排出事業者としての自己処理責任を全うし、また、焼却されるごみの減量につながるものと考えています。実験結果や他都市の事例などを参考に検討していきたいと考えています。
- 山賀会長：他にありませんでしょうか。住吉委員、お願いします。
- 住吉委員：資料を見させていただき、本当に素晴らしいと思っております。**資料2**5ページ、基本方針4の5つ目の項目、災害廃棄物処理計画等について、「計画の実行性を高めるため、関係機関・関係団体との協定の締結」、また「国や他都市、関連団体との連携体制を強化する」とありますが、体制を強化するためには組織づくりをしていくことが重要であると思います。**資料1**では、災害時に備えた連携強化について説明がありましたが、協定の締結については課題として挙げられていません。体制の構築は協定の締結によりできることであると思います。協定の締結は重要な事項でありますので、**資料1**基本方針4の課題としても記載すべきと考えます。協定の締結は非常に重要なキーワードであると思います。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：委員ご発言のとおり、協定の締結は連携強化の第一歩と理解しておりますが、**資料1**にこの内容の記載がありませんでした。先ほど説明し、また、資料の訂正をお願いしましたとおり、訓練をすることが目的ではなく、協定締結による関係強化が目的でございます。**資料1**にも、課題として記載させていただきます。
- 山賀会長：ここまでで、基本方針1から基本方針4までの審議が一通り終わりました。本日は、新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しに関する実質的な最後の審議となります。ここからは、全体を通してのご意見やご質問をお伺いしたいと思います。基本方針にこだわらずご発言をお願いします。また、中間見直しに関連することだけではなく、市の清掃事業全体についてのご意見等がありましたらご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。八子委員、お願いします。
- 八子委員：**資料2**3ページ、基本方針1の2つ目の項目、「大学などの新入学生を対象としたごみの説明会の拡充」について、単に制度の周知と分別の徹底だけでなく、視点を変えてみるとある意味説明会の実施は、大変重要なことで、ぜひ充実させていただきたいと最近思っております。理由としまして、大学等への通学者は地元在住者のみでなく、他都市から転入される方、最近では外国からの就労者の方や留学生も多くなっています。学生の皆さまに、新潟市の環境やごみに関することをしっかり把握していただき、新潟市ではこのような努力や工夫をしているのだということを知っていただくことで、またそれぞれの地元に戻られたときに、新潟市のごみに関する制度と地元の制度を比較していただきながら、よりよいものを発信していくとも考えられます。これは、国内外に関わらずと思います。今まで何げなく読んできた項目ではありましたが、将来的には、健康増進や環境問題につながっていくことから、説明会を充実させていただき、今後もぜひ取り組んでいただきたいと思います。
- 山賀会長：事務局、お願いします。

- 塚本廃棄物政策課長：毎年4月になりますと、大学・専門学校にご協力をいただき、新入学生を対象とした説明会を実施しています。平成28年度の実施状況は17校、3,369名を対象に説明会を行いました。これまで、ごみを自分で出したことがない学生もおられますし、ごみの出し方はお住いの市町村により違いますので、学生向けのごみ出しガイドにより説明をするほか、ごみ分別アプリを紹介することで、本市のごみの出し方について説明を行っています。また、ごみ出しガイドについては、説明会実施校も含め、計1万2,456部を配布し周知をさせていただきました。なお、外国人を対象とした説明会ができていないことを課題と捉えております。本市の場合は、特に中国からの留学生が多い状況です。
- 八子委員：外国から来られた方は自国の環境と日本の環境、特にごみ問題は随分違うと感じられていると思います。このようなことから、説明会を実施することは、すごく意味が深いです。今後、ごみの分け方・出し方について、外国人を対象としたパンフレットの作成や説明会の実施はいかがでしょうか。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：本年、インドの学生さんが新潟の環境・ごみ処理について学ぶため、本市に来られましたので、私ども環境部で説明をさせていただきました。世界の中では、日本は環境先進国との考えもございますが、まだまだ国際化に対応できていないという課題がございます。本市にお住いの外国人の方の理解が進むよう、周知していきたいと考えています。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問等ありませんでしょうか。菊野委員、お願いします。
- 菊野委員：**資料2** 2ページ、2 数値目標について、中間目標値及び最終目標値を設定した根拠についての説明があったほうがよいという印象を受けました。例えば、家庭系ごみ量（1人1日あたり）では、単に10グラムずつ減らしていくという表現ではなく、ごみを減らすことによって全国で何位になるなど、根拠の説明を加えることで、目標値の数字を見たときに納得いただける、あるいは現在の計画の目指しているものをご理解いただけるのではないのでしょうか。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：現在の計画は、平成24年2月に策定したものです。中間目標値及び最終目標値は計画策定の際に設定したものです。計画書に設定した根拠が掲載されているかをすぐに確認することができなく申し訳ありません。計画策定の審議の中で、目標値の設定に関する議論があり現在の目標値が設定されていると思います。目標を設定した根拠の内容を確認し、数値目標の補足説明として答申書に記載していきたいと思います。
- 山賀会長：菊野委員、いかがでしょうか。
- 菊野委員：平成19年に策定した計画の最終目標であった家庭系ごみ量の目標値である570グラムを早々に達成したことから、平成24年2月の計画策定時に、現在の中間目標値及び最終目標値に変更した経緯があります。今回は、計画の中間見直しですので、目標値を設定した説明を添えたほうがよいと感じました。平成28年度第1回清掃審議会の資料1では、リサイクル率については、人口50万人以上の都市の中で新潟市が第2位という記載があります。そこで、このような取り組みをすると第1位に近づけるなどの補足説明があると、具体的で分かりやすいということです。
- 山賀会長：事務局から、何かありますでしょうか。
- 塚本廃棄物政策課長：新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書の29ページに、環境先進都市

に向けた数値目標を記載しています。いくつかの統計手法を利用していることから、内容を確認して対応をさせていただきます。

- 山賀会長：他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。中澤委員、お願いします。
- 中澤委員：先ほど山賀会長がご発言されました、クリーンにいがた推進員制度についてです。私も新しいごみ減量制度になったときに推進員を務めていました。自治会・町内会から推薦された方が年1回の研修会に参加するなどし、パンフレットなどをいただくと思います。新しいごみ分別制度が始まった際は、推進員がごみ集積場で分別に関する指導を行うなどしていましたが、年数の経過とともに、活動の報告がなく、どのようなことをしているのか分からなくなっています。クリーンにいがた推進員の報告については、各自治会を通じ、そんなに難しく考えなくてもいいと思いますので、年1回の活動報告を受けることで、さらにごみの減量化や自治会の皆さんも関心を持っていただけるのではないかと思います。私は推進員や清掃審議会の委員を務めていますので、細かい分野までいろいろ分かりますが、市民の方は、やっにごみの分別に慣れてきたところであると思います。さらなるごみの減量、ごみ分別制度がさらに浸透するよう、市と自治会・町内会との仲介役をクリーンにいがた推進員から担っていただくことで、効果が出ると思います。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 登石廃棄物対策課長：クリーンにいがた推進員の活動状況の報告については、報告書をいただき、その後に報奨金を自治会口座に支払うことになっています。推進員制度が始まった頃は、詳細な報告書を提出いただきましたが、記入が難しいなどのご意見をいただいたことから、現在は、活動内容を選んで項目をチェックする方式で報告書を提出いただいています。また、新しいごみ減量制度が始まった際は、私も職員としてごみ集積場の早朝パトロールを実施しました。新しい制度ということもあり、クリーンにいがた推進員の皆さまから、常にごみ集積場での活動を当番制などで取り組んでいただいたところです。現在は、委員ご発言のとおり、ごみ集積場における指導は少なくなっていると思いますが、これは市民の皆さまが、ごみ分別制度に慣れてきており、制度が安定してきていると肯定的に受け止めているところもございます。いずれにしても、クリーンにいがた推進員の活動が見えてこないのご指摘をいただきましたので、活動報告のあり方を含め、どのような方法が一番いいのかを検討していきたいと思います。
- 山賀会長：他にありますか。八子委員、お願いします。
- 八子委員：前回の審議会でも発言させていただきましたが、ごみ集積場での違反シールの対応についてです。違反シールが貼られたごみがいつごろなくなるのか見ていましたら、1カ月ほどありました。以前は、ごみ集積場に違反ごみがあった場合片づけていましたが、クリーンにいがた推進員制度ができてからは、私は止めました。推進員の方ががんばって活動されるのだと思い、当番の時のみごみ集積場の清掃をしました。現在は、どの程度の周期でクリーンにいがた推進員の方がごみ集積場の見回りをされているのか、1週間に1回なのか、2週間に1回なのか、1カ月に1回なのかなど、活動が見えない部分があると感じています。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 登石廃棄物対策課長：クリーンにいがた推進員の活動の見える化について、検討していきたいと思います。
- 山賀会長：他にいかがでしょうか。

<なし>

- 山賀会長：では、特にご意見がないようですので、諮問のありました新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについては、本日本日いただいたご意見を反映しまして、次回審議会での答申につなげたいと思います。本日の審議のほか、さらにご意見やご質問等がありましたら、照会票を事務局にご送付くださいますようお願いいたします。

また、答申案で修正のあった箇所の確認につきましては、会長と事務局に一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

- 山賀会長：それでは、議題（１）の審議は終了いたします。

3. 連絡事項等

- 山賀会長：事務局から、連絡事項についてお願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：**参考資料**第43回市政世論調査結果（概要）をご覧ください。

まず、最初は調査対象です。平成28年6月末現在で18歳以上の市民4,000人にアンケート方式で世論調査が行われました。回収率は51.5%と約半数の方からご回答いただいています。

1. 個別調査は、該当する年だけ個別調査する内容です。（1）市政情報の入手方法から、（4）政令市移行後の10年のまちづくりについての4項目となります。

次に、2. 経年調査をご覧ください。先ほどの個別調査とは異なり、毎年行っている調査項目になります。（1）市政全般と区政について、市としてよくなっているものの中で、ごみ処理・リサイクルが、平成28年度では第2位となっています。平成25年度は第1位でした。近年は1位もしくは2位で推移しています。

（2）市の取組みに対する満足度についてです。ごみの減量・再利用や地球温暖化対策などが37%とトップの満足度をいただいています。

次のページからは、市政世論調査報告書から抜粋した資料でございます。下に表示されている番号で121ページをご覧ください。（1）新潟市としてよくなっているものとして、横棒のグラフがございます。市・区の窓口対応を1位に選んだ方が18.7%で、2位に選んだ方が3.4%、3位に選んだ方が3.5%となっています。ごみ処理・リサイクルについては、1位に選んだ方が12.4%、2位に選んだ方が9.5%、3位に選んだ方が5.1%となっています。1位から3位に選んでいただいた割合の合計では、市・区の窓口対応よりも、ごみ処理・リサイクルが多くなっています。

計算の方法は122ページに記載されています。第1位の回答に3、第2位の回答に2、第3位の回答に1を掛け、回答者数で割るという計算となっています。ごみ処理・リサイクルに関しては0.61となり、全体で第2位となります。

124ページをご覧ください。新潟市としてよくなっているものを性別、年齢別平均得点の上位5つが記載されています。ごみ処理・リサイクルについて、女性では第1位、男性では第2位

となっております。年代別では、18～29歳では5位、30～39歳では第4位、40～49歳では第2位という状況でございます。

以上で、説明を終わります。

- 山賀会長：ただいまの説明について、ご質問やご意見等がありますでしょうか。八子委員、お願いします。
- 八子委員：**参考資料**により市民の声の結果を聞きました。また、菊野委員が審議会で、ごみ処理に関する政策は非常に頑張っているというご発言がありました。それらを思い起こしながら読ませていただきました。様々な改善をしながら今日に至っていることを改めて感じております。ごみ処理・リサイクルは、日々の生活に密着したものです。大変であると思いますが、市民の皆さまから評価をいただいているところですので、今後ともよろしく申し上げます。
- 塚本廃棄物政策課長：このような結果をいただいたことは、市だけではなく、清掃審議会の委員の皆さまから様々なご意見をいただきながら、様々な改善をしてきた成果です。今後も、市民の皆さまから高い評価をいただけるよう頑張ってまいります。ありがとうございます。
- 山賀会長：他にありますか。住吉委員、お願いします。
- 住吉委員：121ページの新潟市としてよくなっているものの問いでは、市役所とお住いの区の区役所となっておりますが、地区ごとに差を示しているものはありますか。今回の資料では、市全体の集計になっていると思われまます。西蒲区と北区のように地理的に離れている地域をすべて含んだ集計でいいのかというところがあります。資料などがありましたらお願いします。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：今回は、全体の結果のみをお示ししています。市政世論調査報告書の全体が市のホームページに掲載されております。区別のデータも整理されていると思われまますので確認いただければと思います。
- 山賀会長：では、引き続き連絡事項について、事務局からお願いいたします。
- 塚本廃棄物政策課長：次回の審議会は、平成29年2月1日（水曜日）午前10時から開催させていただきます。会場は、白山浦庁舎7号棟4階405会議室でございます。本日、ご意見をいただきました、新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて、答申をいただく予定でございます。

次に、照会票でございます。本日の会議で質問できなかったこと、あるいはお気づきになったことがありましたら照会票に必要事項をご記入いただき、事務局まで送付いただきますようお願いいたします。

- 山賀会長：ただいまの説明について、ご質問やご意見等がありますでしょうか。

<なし>

- 山賀会長：これもちまして本日の審議を終了いたします。進行を司会にお返しいたします。

4. 閉会

- 石崎廃棄物政策課長補佐：委員の皆さま、大変お疲れさまでした。これもちまして本日の会議を閉会いたします。